

倉吉市観光誘客イベント開催支援事業 募集要項

映画「遙かな町へ」の公開を契機に、市内観光において市内周遊促進を目的とした誘客イベントに対し補助金の交付を行います。

独自のアイディアと専門性を生かし、市内周遊につながるイベントを行う団体・事業者等を募集します。

1 補助対象事業

- (1) 映画ロケ地を活用した誘客イベント
- (2) 夜間における誘客イベント
- (3) (1)(2)の両方を一体として実施する誘客イベント

※申請前に、倉吉市役所経済観光部観光交流課（Tel：22-8158）までお問い合わせください。

2 対象とならない事業

- (1) 同一事業について、市の他の補助制度を受けている事業
- (2) 団体自らが企画・運営しておらず、主体的でない事業
- (3) 団体の経常的な事業
- (4) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とする事業
- (5) 特定の個人、団体又は構成員のみが利用又は利益を受ける事業
- (6) 暴力団又は、暴力団員等の統制下にある団体が行う事業

3 対象団体

- (1) 市内に活動拠点を有した、事業を営む法人、個人又は個人事業主
- (2) 県又は市町村が中心的な構成員として加入していない、市内に活動拠点を有した団体

※同一年度内に一団体が補助を受けられるの1件のみとします。

4 補助限度額等

補助対象事業	補助率	参加者数 (見込・延べ)	上限
(1) 映画ロケ地を活用した誘客イベント	2/3	300人以上	30万円/件
(2) 夜間における誘客イベント	2/3	300人以上	30万円/件
(3) (1)(2)の両方を一体として実施する誘客イベント	2/3	300人以上 500人未満	30万円/件
		500人以上	50万円/件

・補助額は、対象経費の総額から本補助金以外の収入（市以外の他の補助金含む）を除いた額（1,000円未満は切り捨てる）と上記限度額のいずれか低い額とします。

・募集团体数は2団体程度を予定していますが、補助団体数は募集状況により変動する場合があります。

5 補助対象経費 : 事業を実施するために直接必要とする経費を対象とする

項目	助成対象経費の内容
報償費	専門家への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
需用費	消耗品費、印刷製本費
使用料及び賃借料	会場借上料、機械借上料
その他経費	上記のほか事業の開催にあたり、市長が適当と認める経費

6 補助対象外経費 : 事業実施に直接関係のない経費は対象となりません。

- (1) 団体の事務所管理経費や構成員に対する人件費等に要する経費
- (2) 団体の経常的な活動に係る経費
- (3) 飲食費（食事、弁当、茶菓子など）
- (4) 補助金の交付決定より前に支出した経費
- (5) その他適切でないと認められた経費

7 募集期間

令和8年3月17日（火）から

※本補助金は予算の範囲内で実施するため、予算額に達した時点で受付を終了します。

8 提出書類

交付申請書（申請書、事業計画書、収支予算書）を記入し観光交流課（倉吉市役所第2庁舎3階）に直接ご持参いただくか、電子メール（tourism@city.kurayoshi.lg.jp）にて交付申請書一式をご提出ください。

※各様式は、市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

9 選考方法及び交付の決定

募集期間終了後に、市が設置する審査委員会により、補助の対象となる団体を先行し、予算の範囲内で交付決定を行います。

※審査の結果、同評価を受けた団体が複数あり、かつ、その全ての団体に対して助成を行うことが困難な場合は、協議により補助団体を決定します。

10 補助金交付

補助金交付決定の通知を受けた団体が、事業完了後に提出する実績報告書により実績の確認を行った後、補助金を交付します。ただし、必要と認められる場合は、交付決定後に交付決定額の範囲内で概算払いを行います。

11 選考基準

- (1) 公共性・公益性
- (2) 発展・継続性（将来、継続的な活動が見込まれ、成果が市民へ広がる期待があるか）
- (3) 実現性（事業の目的、内容が明確で、実行可能な事業計画がたてられているか）

(4) 創造性 (映画ロケ地を活用し、周遊を促進するための特性を生かしているか)

12 お問い合わせ先

倉吉市経済観光部観光交流課 観光政策係

TEL : 22-8158 / Fax : 22-8136

E-mail : tourism@city.kurayoshi.lg.jp